別添１

契　約　書（案）

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（以下「乙」という。）とは、甲が発行する機関誌（以下「本誌」という。）の制作に関して、次のとおり契約する。

（当業務）

第１条　甲は、〔別紙１〕本誌制作仕様書に掲げる制作業務（以下「当業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（当業務遂行の方法）

第２条　乙は、〔別紙１〕本誌制作仕様書に基づいて、善良な管理者の注意義務をもって当業務を遂行しなければならない。

（委託期間）

第３条　当業務の委託期間は、この契約締結の日から 2028 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の３ヶ月前までに甲又は乙から別段の意思表示がない限り、同一条件にて更に１年間本契約を延長するものとし、最長で 2030 年 3 月 31 日までとする。

（委託料）

第４条　甲は、当業務に対する委託料として、〔別紙２〕本誌制作委託料確認書に基づいて、乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第６条　乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させてはならない。

（業務内容の変更等）

第７条　甲は、必要がある場合は、当業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

２　前項の場合において、乙に現実に増加費用が生じ、又は乙に直接の損害が生じたときは、甲乙協議の上、甲はその必要かつ合理的な実費相当額を負担するものとする。

（検査等）

第８条　乙は、成果物の納入にあたり、甲の検査を受けるものとする。

２　前項の検査に合格しなかった場合は、乙は甲の指定する期日までに修正し再度納入するものとする。

（委託料の請求及び支払）

第９条　乙は、成果物が前条の検査に合格したときは、甲に対して本誌発行の都度、委託料の支払を請求するものとする。

２　甲は、前項の適法な請求を受けたときは、受けた日の翌月末日までに委託料を支払わなければならない。

（著作権の帰属）

第１０条　当業務において乙が作成した成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、第三者が権利を有するものを除き、甲に帰属するものとする。また、乙は、甲及び甲が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

２　乙が制作に使用した第三者の著作物（写真、イラスト、フォント等）については、乙の責任において WEB 公開等の二次利用に必要な権利処理を行うものとし、第三者との間で権利侵害等の紛争が生じた場合は、乙の責任と負担においてこれを解決するものとする。

（再委託）

第１１条　乙は、当業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。当業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託先及び再委託する業務範囲を甲に書面で報告し、承認を受けなければならない。

２　乙は、本契約が定める乙の義務を再委託先にも遵守させるとともに、再委託先の行為について全責任を負うものとする。

（危険負担）

第１２条　成果物の引渡し完了前に生じた成果物の滅失、損傷その他の損害については、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第１３条　成果品に品質不良、印刷・製本ミス、落丁その他本契約及び仕様書の内容に適合しない事項（以下「契約不適合」という。）があるときは、成果物の納品後であっても、甲は乙に対して無償による引換え、手直し等の履行の追完を請求することができる。ただし、当該契約不適合が甲の指示等に起因して生じたものであるときは、この限りでない。

（経済情勢の変動等による変更）

第１４条　契約締結後、用紙価格等の急激な市場価格の変動その他予期しない経済情勢の激変等により、委託料又は納入期限等の契約内容が著しく不適当となったときは、甲乙協議の上、書面によりこれを変更することができる。

（契約の解除）

第１５条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他何らの手続を要せず、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

① 乙の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める納入期限までに成果物を納入しないとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

② その他本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず是正されないとき。

（秘密の保全）

第１６条 甲及び乙は、秘密情報（本件業務に関連して甲及び乙が相手方に開示した経理情報、総務・人事情報、顧客・取引先情報、営業情報、技術情報、ノウハウ、資料またはサンプルを含む製品であり（等業務に基づく仕様書その他の成果物を含む）、その開示または提供時に秘密情報であると明示したもの。なお、口頭、書面、磁気ディスク等その情報の形態を問わない。）及び個人情報を秘密として保持・管理し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、態様の如何を問わず、秘密情報及び個人情報を第三者に提供、販売、貸与、開示、使用許諾、漏洩等してはならない。

（反社会的勢力との取引排除）

第１７条 甲又は乙が次の号に該当した場合は、相手方は何らかの通知、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

① 暴力団、総会屋、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）であるとき、又は、暴力団等であったことが認められるとき。

② 暴力団等への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき。

③ 自らあるいは第三者を利用して相手方に対し、暴力的又は威迫的な行為、若しくは不当に名誉・信用を毀損する行為を行ったとき。

④ 本契約の履行のために契約する者が前３号のいずれかに該当するとき。

２ 甲又は乙の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者についても、前項の規定を準用する。

（合意管轄）

第１８条　本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議事項）

第１９条　本契約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に基づき甲乙協議の上、円満に解決を図るものとする。

この契約を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

2026 年 12 月　　日

甲：東京台東区上野三丁目 24 番６号
上野フロンティアタワー13 階
公益財団法人　日本産業廃棄物処理振興センター
理事長　　関　　荘 一 郎

乙：